JATA ニュースリリース
一般社団法人 日本旅行業協会
〒100-0013　東京都千代田区霞が関3-3-3　全日通霞が関ビル　TEL：03-3592-1244（広報室）　FAX：03-3592-1268　http://www.jata-net.or.jp

JATA26-022
2026 年 11 月 6 日

令和８年度総合旅行業務取扱管理者試験における出題の不備及び採点の取扱いについて

標記について、令和８年 10 月 25 日（日）に実施しました旅行業法に基づく総合旅行業務取扱管理者試験（試験事務は一般社団法人日本旅行業協会が代行して実施）において、その問題の中に不明瞭な選択肢を含む設問がありました。

このため、受験された方々に深くお詫び申し上げますとともに、当該設問の採点について、下記３．の取扱いを行いますのでお知らせいたします。

１．対象となる問題

受験科目「海外旅行実務」問 50.（別紙参照）

（本邦外の旅行における出入国の手続きに関する記述のうち、正しいものをすべて選ぶ設問）

２．選択肢の不備

航空機を利用する旅程において、シェンゲン協定加盟国への入国審査はウィーン（VIE）で、税関検査はブダペスト（BUD）で行われるとした選択肢ａ.について、税関検査に係る手荷物の種類（機内持ち込み手荷物又は受託手荷物）が示されておらず、当該選択肢の記載のみから正誤を断定することが困難であったため。

３．採点の取扱い

上記１．の設問に不備が生じたことから、本問については、受験者全員を正解として取り扱うことといたします。

４．今後の対応

①本国家試験の正解の公表は 11 月 6 日付けにて、（一社）日本旅行業協会ホームページ上で行います。

URL：https://www.jata-net.or.jp/seminar/page-41637/exam_xaminationquestion/

②合格者の発表　令和８年 12 月 10 日(予定) 当協会ホームページにおいて、合格基準、合格者一覧（試験地・受験番号のみ）を掲載し、受験者のマイページに通知します。

受験者の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、問題の作成を含む試験事務に関し慎重を期し、再発防止に努めてまいります。

（参考）

問50. 日本国籍を有する者が次の旅程で移動する場合、その出入国の手続きに関する記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。（航空機利用の場合、出発地で最終目的地まで搭乗手続きを行ったうえ、乗り継いで最終目的地まで行くものとする。）

a. 航空機を利用する以下の旅程において、シェンゲン協定加盟国の入国審査はウィーン（VIE）で、税関検査はブダペスト（BUD）で行われる。

旅程：TOKYO(TYO) – VIENNA(VIE) – BUDAPEST(BUD)

搭乗区間	便名	日付	発	着
TOKYO(TYO) – VIENNA(VIE)	OS026	01AUG	11：10	18：20
VIENNA(VIE) – BUDAPEST(BUD)	OS639	01AUG	21：40	22：25

b. 航空機を利用する以下の旅程において、アメリカ合衆国の入国審査及び税関検査は、乗継地のトロント（YTO）で行われる。

旅程：TOKYO(TYO) – TORONTO(YTO) – PHILADELPHIA(PHL)

搭乗区間	便名	日付	発	着
TOKYO(TYO) – TORONTO(YTO)	AC002	01AUG	18：05	17：30
TORONTO(YTO) – PHILADELPHIA(PHL)	AC8520	01AUG	21：10	22：46

c. パリ（PAR）からロンドン（LON）にユーロスターで向かう以下の旅程において、パリ（PAR）でシェンゲン協定加盟国の出国審査が行われ、ロンドン（LON）で英国の入国審査が行われる。

旅程：PARIS(PAR) – LONDON(LON)

乗車区間	便名	日付	発	着
PARIS(PAR) – LONDON(LON)	Eurostar9015	01AUG	09：02	10：30

発表資料に関するお問い合わせ：（一社）日本旅行業協会　研修・試験部
TEL：03-3592-1277　　e-mail：kenshu@jata-net.or.jp
報道関係の方からのお問い合わせ：（一社）日本旅行業協会　広報部
TEL：03-3592-1244　　e-mail：press@jata-net.or.jp